

広報 たいし

TAISHI

No.888

❖ Taishi Town Public Relations

令和7年
2025

7

CONTENTS

遊ぼう！学ぼう！夏休み！……………	2～3
参議院議員通常選挙……………	4～5
令和7年度議会組織の決定……………	6
町立学校園所の取組紹介～太田幼稚園～…	7
太子町敬老お祝いチケット配付事業取扱店の募集…	8

みんなで力を合わせて

(5月25日 龍田小学校運動会)

太子町公式 SNS



涼しく快適に無料で利用いただけます

夏休み みんなの学習スペースをオープン

問い合わせ

社会教育課 ☎ 277-1017

暑い夏の学びを応援するため、町内各所に設置する「夏休み みんなの学習スペース」をご紹介します。
夏休みの宿題や受験勉強、資格試験など、暑さに負けず、学びを楽しみましょう。

- 対象者 どなたでも（議場自習室は中学生以上）
 - 利用料 無料
 - 利用方法 勉強・読書 など
- ※他の利用者の迷惑になる行為（ゲーム・携帯電話での通話など）はご遠慮ください。
※各場所に掲示している利用の決まりをお守りください。
※利用に関する詳細は、各場所へお問い合わせください。



◀町ホームページ
「夏休みみんなの学習スペース」
をオープンします



◀ちやのき Cafe
Instagram



◀神戸マツダ
ホームページ
「太子店」

	開設場所	開設日程	席数	備考
①	太子町地域交流館 ☎ 277-1017 【鵜 280-1】	毎日 9 時～ 22 時（8 月 17 日回を除く）	33 席	1 階交流ラウンジ Wi-Fi 有
②	議場自習室（スタディホール） ☎ 277-5995 【鵜 280-1】	7 月 22 日回～ 8 月 20 日回 9 時～ 17 時 （土日祝日を除く）	35 席	役場議会棟 1 階議場 Wi-Fi 有
③	南総合センター ☎ 277-1102 【塚森 131】	毎日 9 時～ 17 時 （土日祝日を除く）	15 席	1 階わっかカフェ
④	丸尾建築あすかホール	※休止		※大規模改修により休館中
⑤	図書館 ☎ 277-1580 【鵜 1310-7】	8 月 18 日回・20 日回～ 22 日回 10 時～ 17 時 30 分（22 日回は 18 時まで）	12 席	読書会室 カウンターで受付 ※④の代替実施
⑥	各地区公民館 （斑鳩・石海・太田・龍田） 斑鳩：☎ 277-4550 【鵜 678】 石海：☎ 277-4511 【福地 132-1】 太田：☎ 277-4811 【太田 370-3】 龍田：☎ 276-0044 【佐用岡 388-8】	7 月 23 日回～ 31 日回 9 時～ 17 時 （7 月 28 日回を除く）	16 席～ 20 席	1 階会議室
⑦	ちやのき Cafe ☎ 275-0220 【太田 1751-1】	平日 15 時～ 20 時、土日祝 10 時～ 20 時 （研修などのため利用できない場合があります。） あすか会と太子町の協働事業（包括連携協定事業）として設置しています。	20 席	Wi-Fi 有
⑧	神戸マツダ 太子店 ☎ 276-0555 【東出 240-1】	7 月 24 日回～ 8 月 29 日回の期間中の月・火・水・木・金・土・日 10 時～ 17 時（8 月 11 日回・14 日回・15 日回を除く） 太子町企業市民制度（13 ページ参照）の活動として設置しています。	5 席	店舗内図書コーナー

※①、③、⑦は、年間を通して開設しています。



▲地域交流館



▲議場自習室



▲南総合センター



▲図書館



▲各地区公民館



▲ちやのき Cafe



▲神戸マツダ 太子店

遊ぼう！ 学ぼう！ 夏休み！



もうすぐ待ちに待った夏休みが始まります。楽しめるイベントや皆さんの学びを応援する学習スペースをご紹介します。

遊びも勉強も両立して、充実した夏休みにしてくださいね。

～体験・工作～

■つなぐ～る草木染め体験教室 「身近な植物でエコバックを染めよう」 子育て支援センター『ひまはび』 ☎ 277-3880

- 日 時 7 月 23 日回 9 時 30 分～ 13 時 30 分
（受付 9 時 20 分～）
- 場 所 体験学習施設（丸尾建築総合公園内）
- 対 象 小・中学生
- 講 師 地域の自然を未来につなぐ会
- 定 員 15 人（先着順）
- 参加費 600 円程度（材料代）
- 持ち物 昼食、飲み物、細い油性ペン、軍手（綿素材）、キッチンばさみ、玉ねぎの皮
- 服 装 長袖、長ズボン、運動靴（サンダル不可）、帽子、タオル
- 申込方法 電話申込
- 申込受付 7 月 4 日回 9 時 30 分～



■夏休み工作教室 「おしゃれマルチラックをつくろう」 子育て支援センター『ひまはび』 ☎ 277-3880

- 日 時 7 月 24 日回
① 9 時 30 分～ 11 時 30 分
② 13 時 30 分～ 15 時 30 分
- 場 所 子育て支援センター「ひまはび」
- 対 象 小学生
- 定 員 各時間とも 10 人（先着順）
- 参加費 500 円（材料代）
- 持ち物 筆記用具、ウエットティッシュ、手拭きタオル、飲み物、持ち帰り用の袋
※汚れてもよい服装でお越しください。
- 申込方法 電話申込
- 申込受付 7 月 4 日回 9 時 30 分～
※教室当日はセンターの一般開放はありません。



■工作教室「ランプシェードをつくろう」 図書館 ☎ 277-1580

- 日 時 ① 7 月 27 日回 14 時～ 16 時
② 8 月 9 日回 14 時～ 16 時
- 場 所 図書館
- 対 象 小学生以上（小学校 3 年生以下は保護者の同伴が必要です）
- 定 員 各日とも 6 組
- 申込方法 窓口または電話申込（抽選により決定します）
- 申込期間 7 月 2 日回～ 20 日回（休館日を除く）
- 抽選結果発表 7 月 21 日回（※当選者のみに連絡します）



参議院議員通常選挙

投票日 7月20日(※1)

投票時間 7時〜20時

大切な一票をムダにせず、皆さんそろって投票しましょう！

問い合わせ

選挙管理委員会(総務課内)

☎ 277-1010

〒671-1592 鶴280-1

✉ soumu@town.hyogo-taishij.jp

太子町で投票できる人

●平成19年7月21日以前に生まれ、引き続き3カ月以上町内に住所を有する人

【転入者】

令和7年4月2日までに町へ転入届を提出した人

※4月3日以降に町に転入した人は、前住所地の選挙管理委員会にお尋ねください。

【転出者】

令和7年3月2日以降に他の市区町村へ転入届を提出した人

※転出先の市区町村で3カ月以上住所を有する人は転出先の市区町村で投票してください。

期日前投票ができます

(8時30分〜20時)

仕事や家事、旅行、レジャーなどで投票日に投票所へ行けない人は、期日前投票制度をご利用ください。

●投票期間

7月4日(金)〜19日(土)

●場所

役場行政棟1階A101会議室「投票所入場券(ハガキ)」の裏面にある宣誓書を事前に記入の上、ご持参ください。

※投票所入場券を紛失または未着の場合でも投票はできます。投票所の受付係員にお申し出ください。

開票は即日開票

(21時15分〜)

●開票日

7月20日(日)

●場所 創継町民体育館

※町ホームページでも速報します。

代理投票制度

体が不自由であつたりケガなどにより、投票用紙に記入できない人は、代理投票(※)ができます。投票所の受付係員にお申し出ください。

※代理投票：投票管理者に選任された投票補助者が、選挙人に代わって投票用紙に記入する方法です。選挙人の選挙権を他人に委ねるといったものではありません。

不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院(入所)されている人は、病院(施設)長に申し出をすることで、病院や施設内で不在者投票を行うことができます。

滞在地の市区町村での不在者投票

仕事や旅行などで、投票日当日および期日前投票期間中に投票に行けない人は、手続きを行うことで、滞在地の選挙管理委員会です投票することができます。

【手続きの方法①〜③】

①滞在地の選挙管理委員会に交付されるまたは町ホームページに掲載している「投票用紙等請求書兼宣誓書」に記入の上、太子町選挙管理委員会に、直接または郵送で投票用紙などを請求する。

②太子町選挙管理委員会から交付された投票用紙などを、滞在地の選挙管理委員会に

持参し投票する。

③滞在地の選挙管理委員会が投票済の投票用紙などを太子町選挙管理委員会に送付する。

※この手続きは郵送で行うため数日かかります。投票用紙が投票日当日までに太子町選挙管理委員会に到着しない場合、投票は無効となりますので、至急の手続きをお願いします。

郵便などによる不在者投票

身体に重度の障害(身体障害者手帳1・2級、要介護5など)があり、「郵便等投票証明書」を交付されている人は、郵便で不在者投票ができます。証明書をもちでない人は、交付申請をしてください(代理申請可能)。

交付済みの人は、投票日の4日前までに投票用紙などをご請求ください。

投票所・投票地区

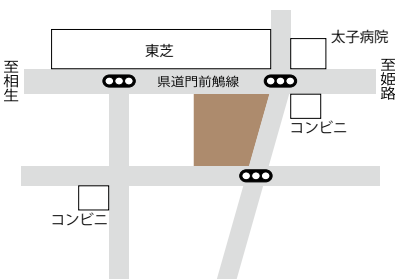
第1投票所
斑鳩保育所

北之町、上之町、仁王前、出屋敷、小田町、馬場



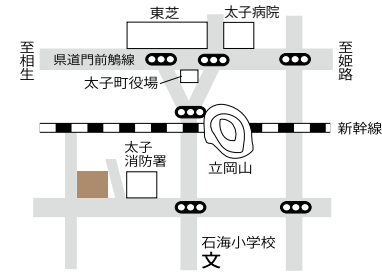
第2投票所
太子町役場

新町、西本町、阿曾、下阿曾



第3投票所
保健福祉会館(※2)

老原、常全、常全西、宮本、船代、立岡



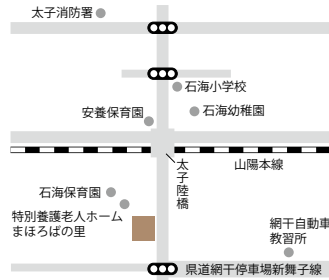
第4投票所
石海小学校体育館

福地(線路北)、竹広、糸井北、糸井南、糸井池、糸井池田、蓮常寺



第5投票所
南総合センター

岩見構上、岩見構下、吉福、太子ニュータウン、福地(線路南)、沖代、米田、塚森、相坂団地、竹広南



第6投票所
教育支援センター(※3)

矢田部、東南、太子苑、東保、間野、丹生、東本町



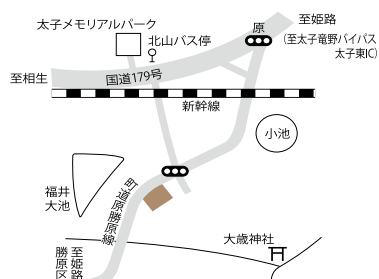
第7投票所
太田幼稚園

沼田、北村、町与、田中、川島、中出、東出、聖徳台、東出ヶ丘



第8投票所
太田東地区農村交流センター

下出、天満山、天満山県営住宅、原、原池団地、鼓ヶ原団地、山田、美原台



第9投票所
子育て支援センター「ひまはび」

松田、平方、柳、助久、松尾、松尾住宅、鶴飼、広坂、王子、松ヶ下、上太田



投票所の場所を一部変更します

●変更投票所
第6投票所
対象自治会区域
矢田部、東南、太子苑、東保、間野、丹生、東本町(※)

●場所

前回選挙…創継町民体育館南事務所
今回選挙…教育支援センター1(鰯1410、3、旧中央公民館ふれあいホール)
※東本町自治会区域にお住まいの人は、今回の選挙から第6投票所が投票場所になります。

※2. 大規模改修中ですが、工事を休止し安全に配慮して投票所として利用します。
※3. 車で来場される場合、丸尾建築あすかホールの西側駐車場も利用できます。

議会組織の決定

議長 首藤 佳隆
副議長 堀 卓史
監査委員 森田 哲夫

問い合わせ

議会事務局 ☎277・5995

【議長就任あいさつ】



首藤 佳隆

令和7年5月2日の第3回臨時会におきまして、議員各位のご推挙を賜り、太子町議会議長に就任いたしました。身に余る光栄であり、皆さま方のご支援に心から感謝いたしますとともに、職責の重大さを痛感しているところであります。

令和7年3月定例会初日（令和7年2月20日）、議会改革特別委員会からの発議により、全員賛

成をもって可決・成立した「和のまちをつくる太子町議会基本条例」を踏まえ、町民の皆さまに少しでも分かりやすく理解しやすい議会をめざし、議会改革に取り組んでまいっている所存でございます。

「第6次太子町総合計画」も後期5年に入り、着々と行財政改革も進む中、引き続き太子町の発展と町民福祉の向上・推進のために誠心誠意努力をいたし、議員間においてさまざまな視点から積極的に討議を重ね、より良い議会運営・議会改革に取り組んでまいりたいと考えております。

今後ともより一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

【副議長就任あいさつ】



堀 卓史

初夏の風が心地よく感じられる頃、町民の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、去る5月2日に開催された臨時会において、副議長に就任させていただくこととなり

ました。その責任の重さを実感し、身の引き締まる思いでございます。

議長を補佐しながら、町民の皆さまの議会活動への期待に応えるべく、議員自らが研鑽を深めることはもちろん、議会の改革・活性化、そしてチェック機能のさらなる充実を図るなど、その使命達成に向けて誠心誠意努めてまいります。

今後とも、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

各委員会などの構成

議会運営委員会

◎清原 良典 ○桑名 幸夫 堀 卓史

中島 貞次 玉田 晶久 山本 順久

総務経済建設常任委員会

◎中島 貞次 ○玉田 晶久 藤澤 元之介

玉田 正典 桑名 幸夫 吉田 智子

福祉文教常任委員会

◎山本 順久 ○出原 賢治 堀 卓史 清原 良典

中敷 清志 森田 哲夫 松浦 崇志

広報広聴委員会

◎吉田 智子 ○出原 賢治 堀 卓史

松浦 崇志 玉田 晶久 山本 順久

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員

中敷 清志 出原 賢治 松浦 崇志

西はりま消防組合議会議員

堀 卓史 森田 哲夫

都市計画審議会委員

玉田 正典

民生委員推薦会委員

中島 貞次

国民健康保険運営協議会委員

玉田 晶久 山本 順久

社会福祉協議会評議員

藤澤 元之介

民主化推進協議会理事

清原 良典

中小企業・小規模企業振興協議会委員

吉田 智子

太子町地域公共交通会議委員

桑名 幸夫

＜太田地区の皆さまへ＞

おおだっこ通信 回覧中

地域の幼稚園として太田幼稚園の子どもたちが遊びの中で学んでいるところや育っているところ、子どもたちのきらきら光る感性をつぶやきや写真などでお知らせしています。毎月回覧していますので、ぜひご覧ください。

で水や泥の感触を楽しんでいます。直接体験を通して、「もっとやりたい」「なぜ？」など、興味や関心を引き出せるような環境構成を行っています。幼稚園での遊びは小学校での学びにつながっています。



見て！かたつむりつかまえたよ。大事に育てようね！

幼稚園で経験したことを基盤にして小学校での学びの楽しさにつながるよう、小学校やこども園の先生たちとの連携、園内での研究・研修を行い、学びがにつながる保育に取り組んでいます。

③人とのつながりを感じ、関わるのが楽しいと感じる遊びの工夫

おはなし会やお茶会、また小中学生やこども園など幼稚園を取り巻くさまざまな年齢の人と関わる機会を大切にしています。多様な感情体験をすることで、相手に親しみをもったり、思いに気付いたり、がんばってみようと思ったりするなど、人を信頼する気持ちや人と関わる楽しさなど心の成長につながるよう努めています。また、園では異年齢での活動を通して、他者を思いやる心や必要とされる有用感が育まれるよう取り組んでいます。



絵本を読んであげるね。（5歳児が3歳児に絵本を読んであげています）

令和7年度太子町の教育 ～町立学校園所の取組紹介～

町立各学校園所の教育方針や目標、教育成果、活動実績などを町民の皆さんにお知らせし、地域から信頼される学校園所づくりにつなげます。今月は、太田幼稚園の取組をご紹介します。

太田幼稚園

園長 川上 智美

自分らしさを発揮し つながりを大切に育ちあう子どもの育成

●取組の概要

本園は、今年度新入園児 40 人を迎え、元気な声が響く、3～5 歳児 114 人の園です。園歌で歌われる丹生山のふもとで、檀特山を間近に見ながら、さまざまな年齢の幼児が互いに関わり合いながら生活しています。

●保育活動の紹介

①安心してその子らしさをありのまま表現できる子ども



先生、あのね…（教師のじっくり聞く姿勢が安心して自分を出せる姿につながっています）

3 歳児は初めての園生活に泣く子もいましたが、保護者の皆さまの温かい見守りとお兄さん・お姉さんたちの優しさのおかげで、笑顔が見られるようになりました。一人一人のありのままの姿を受け入れ、信頼関係を築きながら、その子らしさが出せる温かい関わりを行っています。

②楽しい・おもしろい・やってみたいなど、興味・関心をもって遊ぶ子ども

何色になるかな？（花の種類や水の量を変えることで色が変化していくことを試しながら気付いていきます）



季節を感じながら、その時期にしか経験できない遊びができるよう環境の工夫をしています。今の時期は、色水遊びや泥んこ遊びなど、全身

国民健康保険税率の決定

～ 7 月中旬に世帯主へ保険税額を通知します～

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるよう、町および県が保険者となり、皆さんに納めていただく国民健康保険税を財源に事業を運営しています。将来にわたり安定的に制度を運営するため、期限内納付へのご理解、ご協力をお願いします。

令和7年度国民健康保険税（ ）は令和6年度

区分	内容	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40 歳～ 64 歳)
所得割額	前年所得に応じた額	7.36% (7.25%)	2.85% (2.70%)	2.89% (2.95%)
均等割額	1 人あたりにかかる額	30,900 円 (29,600 円)	11,800 円 (10,800 円)	13,300 円 (12,700 円)
平等割額	世帯ごとにかかる額	20,800 円 (20,400 円)	8,000 円 (7,600 円)	6,700 円 (6,500 円)
限度額	1 世帯につき 1 年間に 賦課される限度額	66 万円 (65 万円)	26 万円 (24 万円)	17 万円 (17 万円)

※所得割額は加入者全員が対象となり、一人ずつ計算します。

※医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合計金額が 1 年間の保険税額となります。

国民健康保険税の納税義務者について

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が職場の健康保険などに加入している場合でも、同じ世帯のどなたかが国民健康保険に加入していれば、世帯主に対して課税し、納税通知書の宛名においても世帯主名が記載されます。

納期と納付方法

納付方法には、口座振替やクレジットカード、または納付書などで納める普通徴収と、年金から天引する特別徴収があります。

納付方法 / 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収（納期限日）				31	9/1	30	31	12/1	25	2/2	3/2	31
特別徴収（徴収日）	15		13		15		15		15		13	

※納付書で納める場合、金融機関だけでなくコンビニエンスストア・スマートフォン決済アプリなども利用いただけます。

国民健康保険税の軽減・減免制度

軽減・減免制度を受けるためには、所得の申告が必要です。被保険者および世帯主は必ず申告をしてください（所得がない場合でも、所得がない旨の申告をしてください）。

●所得の少ない世帯に対する軽減（申請不要）

前年の所得が一定基準以下の世帯については、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合	令和6年中の世帯主、 被保険者など（※1）の総所得金額
7 割軽減	43 万円 + 10 万円× （給与所得者など（※2）の数－1）以下
5 割軽減	43 万円 + （30.5 万円×世帯に属する 被保険者など（※1）の数） + 10 万円× （給与所得者など（※2）の数－1）以下
2 割軽減	43 万円 + （56 万円×世帯に属する 被保険者など（※1）の数） + 10 万円× （給与所得者など（※2）の数－1）以下

※1. 被保険者など…被保険者および国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行者

※2. 給与所得者など…給与所得者（給与収入が 55 万円を超える人）と公的年金などの支給を受ける人（65 歳未満：公的年金などの収入が 60 万円を超える人 / 65 歳以上：公的年金などの収入が 110 万円を超える人）

●非自発的失業者に対する軽減（申請必要）

企業の倒産・解雇など、**本人事情でない理由**で失業された人は、離職理由により保険税が軽減される場合があります。

●災害、廃業などによる減免（申請必要）

災害・事業の廃業などによって生活が困難になり保険税が納められなくなった場合には、所得割額が減免される場合があります。

●子育て世代への軽減措置（申請不要）

義務教育就学前の子どもの均等割が 5 割軽減されます。

～納め忘れにご注意ください～

納期限までに納付されない場合は、督促状を送付します。また、滞納が続いた場合は延滞金が加算されるほか、次の処分を行うことがあります。

- ①給付が制限され、医療費が一時的に全額自己負担となる資格証明書の交付
- ②財産の差押

問い合わせ

町民課 ☎ 277-1012

ぜひ申請・登録をお願いします

太子町敬老お祝いチケット配付事業 取扱店の募集

問い合わせ

敬老お祝いチケット事務局（高年介護課）

☎ 276-6715

町の発展に貢献された高齢者に敬老の意を表するため、町内の登録事業者で自由に利用できる「お祝いチケット（商品券）」を高齢者へ配付する「太子町敬老お祝いチケット配付事業」を実施するにあたり、取扱店を募集します。

町内産業の活性化にもつながりますので、事業の趣旨に賛同いただき、取扱店の申請・登録をお願いします。

●事業概要

令和7年9月1日時点で太子町の住民基本台帳に記録されている満 75 歳以上の高齢者に 1 人あたり 3,000 円分のチケット（商品券）を配付します。（令和7年度は約 5,600 人に配付予定）

※チケット利用期間は 10 月 1 日 ㊦～令和8年3月 31 日 ㊦

●取扱店登録申請

①取扱店舗要件

大型店舗（店舗面積が 1,000㎡を超える小売店舗）を除く、太子町商工会に加入している事業者、または登記簿に登記されている所在地が町内で、かつ町内に事業所、店舗などを有する事業者

②申請方法

町ホームページ掲載の「太子町敬老お祝いチケット取扱店登録申請書」に必要事項を記入の上、申

請してください（ホームページを閲覧できない場合はお問い合わせください）。

※詳細は、高年介護課窓口に設置または町ホームページに掲載している「太子町敬老お祝いチケット取扱店募集要項」をご確認ください。

③申請期間

7 月 1 日 ㊦～8 月 15 日 ㊦

※対象者向けパンフレット（取扱店舗一覧）の作成を予定していますので、早めの申請をお願いします。

なお、この期間以降も随時受付を行いますが、パンフレットには掲載されません（町ホームページなどでは随時掲載予定です）。



▶町ホームページ
太子町敬老お祝い
チケット配付事業
取扱店の募集

8 月 1 日以降は、新しい資格確認書などで受診してください

国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせの更新

問い合わせ

町民課 ☎ 277-1012

●「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を 一斉に郵送します（令和7年7月中）（※1）

国から示されたマイナンバーカードと被保険者証の一体化の方針により、従来の被保険者証は令和6年12月2日に新規発行を終了しました。現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は令和7年7月31日です。8月1日以降は、新しい「資格確認書」またはマイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をご使用ください。

◎マイナ保険証をお持ちでない人に交付するもの

「資格確認書」を交付します。今までの被保険証と同じように医療機関へ提示することで、保険診療を受けることができます。

◎マイナ保険証をお持ちの人に交付するもの

「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証を利用できない医療機関などでは、マイナンバーカードを「資格情報のお知らせ」と一緒に提示することで、保険診療を受けることができます。（※2）

※1. 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」は被保険者ごとにお送りします。同一世帯に被保険者が複数いる場合も別々の封筒で届きます。郵便事情により配達日が異なる場合もありますので、ご了承ください。

※2. 高齢や障害などによりマイナ保険証の利用が困難な人は、町民課に申請いただくことで資格確認書を取得できます。親族などの法定代理人や介助者等による代理申請も可能です。

●「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の有効 期限

「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の有効期限は、年齢によって異なります。70 歳未満の人は、有効期限はありません。70 歳から 74 歳までの人は、最長「令和8年7月31日」です。70 歳から 74 歳までの人は「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」に負担割合が記載されています。

また、8月2日以降に 70 歳になる人は、有効期限が誕生月の月末になっています。誕生月の前月に、負担割合を記載した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。

後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ
町民課 ☎ 277-1012
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 078-326-2021

新しい資格確認証の送付

現在お持ちの被保険者証または資格確認書の有効期限は7月31日です。7月中旬に新しい資格確認書を送付しますので、8月1日からは、マイナ保険証もしくは新しい資格確認書を医療機関などの窓口で提示してください。

8月以降の一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和6年中の所得により算出された令和7年度の住民税課税所得額と、令和6年中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

※マイナンバー法等の一部改正法により、令和6年12月2日以降、従来の被保険者証の新規発行を終了し、マイナ保険証（保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しました。

医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額について

●負担割合と自己負担限度額など

所得区分			一部負担金の割合	自己負担限度額（月額）		入院時の食事代の標準負担額（1食当たり）
				個人ごと（外来のみ）	世帯ごと（外来+入院）	
現役並み所得者	Ⅲ	同一世帯に、住民税課税所得額 690 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人	3割	252,600 円+（総医療費－ 842,000 円）×1% < 多数回 140,100 円 >（※4）	510 円 [300 円] （※6）	
	Ⅱ	同一世帯に、住民税課税所得額 380 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人		167,400 円+（総医療費－ 558,000 円）×1% < 多数回 93,000 円 >（※4）		
	Ⅰ	同一世帯に、住民税課税所得額 145 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人（※1・2）		80,100 円+（総医療費－ 267,000 円）×1% < 多数回 44,400 円 >（※4）		
一般	Ⅱ	以下の①②の両方に該当する人 ①同一世帯に、住民税課税所得額 28 万円以上 145 万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる人 ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」が以下の場合 ・被保険者が 1 人：200 万円以上 ・被保険者が 2 人以上：合計 320 万円以上	2割	18,000 円 または 6,000 円+（総医療費－ 30,000 円）× 10% の低い金額を適用 < 年間上限額 144,000 円 >（※5）	57,600 円 < 多数回 44,400 円 >（※4）	
	Ⅰ	同一世帯に、住民税課税所得額 28 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいない人または上記①に該当するが②には該当しない人		18,000 円 < 年間上限額 144,000 円 >		
低所得者	Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税である人	1割	8,000 円	24,600 円	240 円 [190 円] （※7）
	Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、かつ各所得額（公的年金等控除額は 80 万円（※3）として、給与所得がある場合は給与所得額から 10 万円を控除して、それぞれ計算）が 0 円の人			15,000 円	110 円

- ※1. 次のいずれかに該当する場合は、申請により「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」の区分になります。なお、対象となる可能性がある人には申請書を送付しています。
- 【同一世帯の被保険者が1人の場合】
被保険者の前年の収入額が 383 万円未満または同一世帯に 70 歳以上 75 歳未満の人がおり、被保険者と 70 歳以上 75 歳未満の人全員の前年の収入合計額が 520 万円未満
- 【同一世帯に被保険者が2人以上の場合】
被保険者全員の前年の収入合計額が 520 万円未満
- ※2. 昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額 145 万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除後の総所得金額などの合計額が 210 万円以下であれば、「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」の区分になります。
- ※3. 令和 7 年 8 月から 80.67 万円になります。
- ※4. 過去 12 ヶ月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」となり、上限額が下がります。
- ※5. 令和 7 年 10 月 1 日から 18,000 円（年間上限 144,000 円）になります。
- ※6. 指定難病患者の人は 300 円です。
精神病床へ平成 27 年 4 月 1 日以前から平成 28 年 4 月 1 日まで継続して入院されている人で、引き続き何らかの病床に入院されている人は、当分の間 260 円に据え置かれます。
- ※7. 過去 12 ヶ月以内に「低所得者Ⅱ」区分の入院日数が 90 日を超える場合は、申請により 91 日目からの額が 180 円となります。

マイナ保険証または資格確認書を保険医療機関などの窓口で提示すれば、左表の「一部負担金の割合」の支払いで治療を受けることができます。

また、同一の医療機関で 1 ヶ月（同じ月内）の医療費の一部負担金が高額になったときは、「自己負担限度額（月額）」までの支払いとなります（同一の医療機関でも入院・外来・歯科は別々に計算します）。

医療機関などの窓口で、自己負担限度額区分・特定疾病区分の適用を受ける場合は、マイナ保険証を提示してオンライン資格確認を受けるか、自己負担限度額区分・特定疾病区分を併記した資格確認書を提示してください。提示することにより、医療機関ごとに 1 ヶ月間の窓口での支払いが、外来・入院とも区分に応じた自己負担限度額までとなります（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く）。

なお、令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までは、負担割合が 2 割となる人について、1 ヶ月の外来の自己負担額の増加額を 3,000 円までに抑える配慮措置を適用しています（入院の医療費は対象外です）。

後期高齢者医療保険料決定通知書の送付

7 月中旬に令和 7 年度の保険料額決定通知書を送付します。

保険料の計算方法
後期高齢者医療制度の保険料（年額）を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は 2 年ごとに見直されます。令和 7 年度の保険料額は以下のとおりです。

【均等割額】 52,791 円	+	【所得割額】 （令和 6 年中（1 ～ 12 月）の総所得金額など（※ 1）－ 基礎控除額 43 万円（※ 2））× 所得割率 11.24%	=	令和 7 年度保険料額 （上限 80 万円）
--------------------	---	--	---	---------------------------

※ 1. 総所得金額などとは収入額から控除額（公的年金など控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額などの所得控除額は含みません）を引いた金額です。

※ 2. 合計所得金額が 2,400 万円を超える場合は、その金額に応じて段階的に基礎控除額が減少します。

保険料の納付方法
①年金からのお支払い（特別徴収）
手続きの必要はありません。また、口座振替による支払いに変更が可能です。

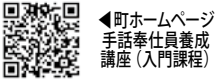
②口座振替や納付書でのお支払い（普通徴収）
7 月から翌年 3 月まで毎月納付ください。

●対象者
年金の受給額が年額 18 万円未満の人
後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の 1 / 2 を超える人

手話に興味のある人はぜひお申し込みください
**手話奉仕員養成講座（入門課程）
の受講生募集**

手話は、聞こえない人たちにとって大切な「言語」です。
聞こえない人や手話への理解を深め、簡単な会話
ができるようになることを目標とします。

- 日 時
9月4日(木)～令和8年1月22日(木)の期間の内、
全20回（全て木曜日）19時～20時45分
※令和8年1月1日(木)は除く
- 会 場 役場行政棟3階ホール
- 対 象
日本語で日常会話ができ、手話の基礎を学習したい人
- 定 員 20人（定員超過の場合は抽選）
- 費 用 受講料無料(テキスト代4,290円は自己負担)
- 申込方法
町ホームページ掲載の申込用紙に必要事項を記入し、
社会福祉課へ持参もしくは郵送・FAXで提出
- 申込期限 7月31日(木)（必着）
受講の可否は申込者全員に通知します



問 社会福祉課 ☎ 277-1013 FAX 277-6031
〒671-1592 鵜 280-1

まちづくりに協力いただく企業が増えました
太子町企業市民に8社を認定

太子町企業市民制度は、地域社会への貢献活動を行
い、町・住民および企業による協働のまちづくりに
寄与する企業を企業市民として認定する制度です。
新たに町内事業者8社が太子町企業市民に加わり、
合計で100事業者になりました。

【認定事業者（認定番号順）】
株式会社神戸マツダ 太子店（東出 240-1）
有限会社はりま十水堂（鵜 1391-1）
サンダースキッチン（立岡 440-5-3）
ヘアハウス ハウオリ（鵜 953-9）
神戸マッチ株式会社（鵜 414）
福本建設（太田 1570-1 太子プラザJ区画）
西播産業株式会社（老原 590-3）
株式会社福翔（立岡 411）



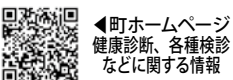
【認定式6月16日(木)】
認定事業者は、町から認定書（太子町商工
会員には認定プレート）が交付されました。

問 産業経済課 ☎ 277-5993

肝炎ウイルス検診を受けていますか？
7月28日は「世界・日本肝炎デー」

●肝炎とは
肝炎とは、肝臓に炎症が起こり、肝細胞が破壊さ
れる病態です。原因には、ウイルス、アルコール、
自己免疫などがありますが、約80%がウイルス性
です。
肝臓は「沈黙の臓器」といわれ、肝炎ウイルスに
感染していても、最初はほとんど症状がありません。
しかし、治療しないまましていると、肝がんなどの
重篤な病に進行する可能性があります。
近年では、治療法の進歩により、ウイルス性肝
炎は治ったり、ウイルスの増殖を制御できるよう
なっています。
感染を早期に発見するために、40歳以上でまだ
肝炎ウイルス検診を受けたことがない人は、肝炎ウ
イルス検診（検査は採血のみ）を受けましょう。

※検査についての詳細は、
町ホームページをご確認
ください。



問 さわやか健康課 ☎ 079-276-6630
※市外局番（079）を付けてダイヤルしてください

気軽にご参加ください
成年後見・くらしなんでも相談会

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障が
いなどにより判断能力が十分でない人が、財産侵害
を受けたり、人間としての尊厳を傷つけられたりし
ないように法律面や生活面でご本人を支援するしく
みです。
相談会では、任意後見制度を含む成年後見制度に
ついて経験豊富な弁護士が本人、その家族などの不
安や相談にお応えします。

- 日 時
7月15日(木) 14時～16時
（1件につき30分程度）
- 場 所
役場行政棟3階A301会議室
- 相談料 無料
- 申込方法
7月8日(木)までに電話またはFAXで申込
- 申込先
西播磨成年後見支援センター

問 西播磨成年後見支援センター
☎ 0791-72-7294 FAX 0791-72-7224

安心で安全な水の供給を続けるために
水道料金が変わります

水道事業は独立採算制で運営しており、水道施設
の維持管理費用の財源確保を行うため、広報たいし
令和7年3月号でお知らせしたとおり、令和7年7
月1日より水道料金を改定します。
経費の削減や経営努力を図りながら、効率的な水
道事業の運営を進めて参りますので、ご理解とご協
力をお願いします。

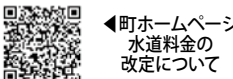
●水道料金表（1カ月分：税抜）

区分	使用水量	改定前	改定後
基本料金	10m³まで	900円	1,250円
従量（超過） 料金 （1m³につき）	10m³を超え30m³までの分	100円	135円
	30m³を超え50m³までの分	105円	140円
	50m³を超え80m³までの分	110円	150円
	80m³を超える分	120円	160円

●改定前後の料金の取り扱い

偶数月検針 の地区	太田地区・龍田地区	8月検針分から（6月分改定前 料金・7月分改定後料金）
奇数月検針 の地区	斑鳩地区・石海地区	9月検針分から（7月分改定後 料金・8月分改定後料金）

改定前料金は6月分まで、改定後料金は7月分から
適用となります。
※詳細は、町ホームページを
ご確認ください。



問 上下水道事業所 ☎ 277-3241

あなたに合った素敵な出会いをサポートします
**ひょうご出会いサポートセンター
出張登録会&プチイベント**

ひょうご出会いサポートセンターでは、新たな出
会いの機会や情報を提供する結婚支援を行っています。
結婚を希望する独身男女の方、この機会にぜひご
参加ください。



- 日 時
7月26日(木)
①出張登録会
（新規会員登録をお考えの方向け）
男性の部：11時～12時
女性の部：12時30分～13時30分
②プチ婚活イベント：14時30分～
- 場 所 地域交流館スペース3
- 対 象
①ひょうご出会いサポートセンター（結婚支援シス
テム）に新規会員登録をお考えの方（各回定員8人）
②イベント参加希望の方（男性5人、女性5人）
※応募多数の場合は抽選
- 参加費 無料
- 参加申込 応募フォームから7月23日(木)までに申込

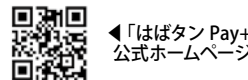
問 ひょうご出会いサポートセンター ☎ 050-1790-2805
企画政策課 ☎ 277-5998

対象は全ての県民の皆さんです
**プレミアム付デジタル券「はばタン Pay+」
第4弾「一般枠」の追加販売の実施**

兵庫県では、長引く物価高騰に直面する県民の家計を応援し、個人消費を下支えするため、プレミアム付
デジタル商品券事業「はばタン Pay+」第4弾の一般枠を拡充し、追加販売を行います。

- 対 象
全ての県民
※第4弾1次販売を購入された人も再度申込が可能
です。
- 内 容
デジタル商品券一口6,250円分を5,000円で販売
（プレミアム率25%）
※1人2口まで
- 申込方法
スマートフォンによる申し込みとなります。
※申込多数の場合は抽選により口数を調整
（例：2口→1口）
- 実施時期
申込期間：6月25日(木)～7月20日(木)
利用期間：7月31日(木)～10月31日(木)

※詳細は「はばタン Pay+」公式ホームページをご
確認ください。



町職員の給与

問い合わせ
総務課 ☎277-1010

①人件費（普通会計令和5年度決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	
令和5年度	33,577人	12,327,295千円	236,090千円	1,896,908千円	15.4%	令和4年度の人件費率は14.2%です。

②職員給与費（普通会計令和5年度決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和5年度	179人	641,684千円	98,740千円	243,614千円	984,038千円	5,497千円

③ラスパイレス指数（各年4月1日現在）

令和元年	令和6年	
97.5	98.9	ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

④一般行政職給料表の状況（令和6年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	162,100円	208,000円	240,900円	271,600円	295,400円	323,100円	365,500円
最高号給の給料月額	249,400円	305,200円	351,000円	382,000円	394,000円	411,300円	446,200円

⑤職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額

●一般行政職（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
太子町	38.3歳	295,700円	355,205円	321,356円
兵庫県	43.2歳	324,400円	420,253円	376,521円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円

●(幼稚園)教育職（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太子町	39.3歳	317,575円	345,487円
兵庫県	41.4歳	362,200円	422,546円

◎平均給料月額 令和6年4月1日現在における職員の基本給の平均。
◎平均給与月額 給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの。
◎平均給与月額(国ベース) 国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないため、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したもの。

⑥職員の初任給（令和6年4月1日現在）

区 分		太子町	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	202,400円	202,400円	196,200円
	高校卒	170,900円	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	173,700円	164,000円	—

町職員の給与は、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に準じて条例案を作成し、町議会の議決を経て決定します。行政の透明性を確保し、まちづくりへのご理解をいただくため、給与などの概要をお知らせします。給与・定員管理などの詳細は、町ホームページでご覧いただけます。

⑦職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数			
		9～10年	19～20年	24～26年	30年
一般行政職	大学卒	259,625円	348,325円	386,250円	403,183円

経験年数に該当する職員数は、各区分3人以下のため、近似の経験年数について記載しています。

⑧一般行政職の級別職員数（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長	4人	3.0%
6級	課長	14人	10.6%
5級	副課長	16人	12.1%
4級	係長・主任主査	21人	15.9%
3級	主査	34人	25.8%
2級	主事	20人	15.2%
1級		23人	17.4%

◎太子町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
◎標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

⑨期末手当・勤勉手当

太子町	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,286千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,769千円	—
(令和5年度支給割合)		
期末手当2.45(1.375)月分 勤勉手当2.05(0.975)月分	期末手当2.45(1.375)月分 勤勉手当2.05(0.975)月分	期末手当2.45(1.375)月分 勤勉手当2.05(0.975)月分
(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※期末・勤勉手当の支給月数は一般職員分であり、()内は再任用職員分です。

⑩退職手当

太子町	(令和6年4月1日現在)		
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
	1人当たり平均支給額	2,866千円	
国	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		

退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

⑪その他の手当

手当名		扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
内容および支給単価		扶養親族のある職員に支給 ①配偶者・父母等6,500円 ②子10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給 ①家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 ②家賃27,000円超え (家賃額-27,000円)× 1/2+11,000円 (支給限度額28,000円)	通勤のため交通機関等を利用している職員または自動車等を使用している職員に支給 ①交通機関等利用者 運賃等相当額 (支給限度額55,000円) ②自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～31,600円	管理または監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づき支給 部長相当職 82,000円 課長相当職 58,000円 副課長相当職39,000円	宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,400円
国の制度との異同および国の制度と異なる内容		同じ			異なる (俸給の特別調整額) 管理または監督の地位にある職員の官職のうちその職務の特殊性に基づき、人事院規則で指定する職にある者に対して支給 39,700円～139,300円	同じ
令和5年度決算	支給実績	16,303千円	10,495千円	7,261千円	23,184千円	955千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	239,742円	327,956円	54,185円	552,000円	7,401円

⑭特別職の報酬等

区 分	給料月額等
給料	町 長 712,000円(890,000円)
	副 町 長 657,000円(730,000円)
	教 育 長 621,000円(675,000円)
報酬	議 長 390,000円
	副 議 長 300,000円
	議 員 271,000円
期末手当	町長、副町長、教育長 (令和5年度支給割合) 6月期2.15月、12月期2.25月、計4.4月
	議長、副議長、議員 (令和5年度支給割合) 6月期2.15月、12月期2.25月、計4.4月
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 71.2万円×在職月数×0.40 1,367万円 任期毎 65.7万円×在職月数×0.24 757万円 任期毎 62.1万円×在職月数×0.18 402万円 任期毎

◎町長は20%、副町長は10%、教育長は8%給料を減額しています。()内は減額を行う前の金額です。
◎退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給額に基づき、1期(4年＝48月／教育長は3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
(退職後に他の官職に任用される場合、記載どおり支給されないこともあります。)

⑯年齢別職員構成

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	2	10	27	31	21	27	21	10	25	28	5	3	210人

⑰特殊勤務手当

支給実績(令和5年度決算)			27千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			9,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			1.7%
手当の種類(手当数)			4種類
代表的な 手当の名称	主 な 支給対象職員	主 な 支給対象業務	支給単価
犬・猫死体処理 手当	当該業務に 従事する職員	犬・猫死体処理 に従事したとき	1件につき 1,000円

⑱時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	44,627千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	267千円

⑲部門別職員数と主な増減理由（各年4月1日現在）

通勤手当		管理職手当		宿直直手当	
通勤のため交通機関等 を利用している職員または 自動車等を使用して いる職員に支給 ①交通機関等利用者 運賃等相当額 (支給限度額55,000円) ②自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～31,600円		管理または監督の地位 にある職員の職務の特 殊性に基づき支給 部長相当職 82,000円 課長相当職 58,000円 副課長相当職39,000円		宿直勤務または 日直勤務を命ぜ られた職員に支 給 勤務 1 回につき 4,400円	
		異なる (支給の特別調整額) 管理または監督の地位 にある職員の官職のう ちその職務の特殊性に 基づき、人事院規則で 指定する職にある者に 対して支給 39,700円～139,300円		同じ	
7,261千円		23,184千円		955千円	
54,185円		552,000円		7,401円	

15部門別職員数と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	△1	業務体制の見直しなどによる減員
		総務	48	47		
		税務	12	12	△1	業務体制の見直しなどによる減員
		農林水産	8	7		
		商工	2	2		
		土木	16	15	△1	業務体制の見直しなどによる減員
		民生	31	25	△6	業務体制の見直しなどによる減員
		衛生	10	11	+1	業務体制の見直しなどによる増員
	計	131	123	△8	参考 人口1万人当たり職員数36.6人	
	教育部門	48	59	+11	業務体制の見直しなどによる増員	
小計	179	182	+3	参考 人口1万人当たり職員数54.2人		
公営企業等	会計部門	水道	8	8	△1	業務体制の見直しなどによる減員
		下水道	5	4		
		その他	18	16		
		小計	31	28	△3	
合計		210 [263]	210 [263]	0 [0]	参考 人口1万人当たり職員数62.5人	

職員数は一般職に属する職員数です。また、〔 〕内は、条例定数の合計です。

Schedule

健康ひろば 7月

相談

こころの健康相談 7月3日困
13時30分～16時30分
場所 役場行政棟3階A301会議室
※申し込みが必要です。

まちの保健室 7月14日団
9時30分～11時30分
場所 龍田幼稚園
保健師と栄養士が健康相談に応じます。

健康チェック相談会 7月11日団
9時30分～11時30分
場所 太田公民館
各種計測を行い、保健師と栄養士が健康相談に応じます。

龍野健康福祉事務所の事業

要
申込

健康管理課

栄養相談 ☎0791-63-5677
7月14日団10時～11時30分
栄養に関する専門的な相談、食品の栄養表示の方法と活用の相談などに応じます。

エイズ・肝炎相談 ☎0791-63-5140
(HIV・肝炎ウイルス検査)
7月8日・22日団13時15分～14時30分
(検査・相談は原則無料・匿名可)

地域保健課

こころのケア相談 ☎0791-63-5687
7月4日団
13時～15時
精神疾患、認知症、アルコールの問題など、こころの問題でお悩みの人やその家族が対象です。

問い合わせ

さわやか健康課☎079-276-6630
※市外局番(079)を付けてダイヤルしてください

※栄養相談、エイズ・肝炎相談、こころのケア相談についての問い合わせ先・事業場所は龍野健康福祉事務所となります。

健康診査

★対象者に個人通知します

※開催場所はいずれも龍田幼稚園です。

乳児健康診査 ……………7月30日困
対 象 令和7年3月生まれ
受付時間 13時15分～14時15分

乳児相談 ……………7月29日団
対 象 令和6年11月生まれ
受付時間 13時15分～14時15分

1歳6カ月児健康診査 ………7月23日団
対 象 令和5年12月生まれ
受付時間 13時～14時15分

2歳児相談 ……………7月16日団
対 象 令和4年12月生まれ
受付時間 13時15分～14時15分

3歳児健康診査 ……………7月2日団
対 象 令和4年1月生まれ
受付時間 13時～14時15分

※母子健康手帳の交付、妊婦健康診査助成券の交付は随時行っています。妊娠が確認できればお早めにさわやか健康課へお越しください。

教室

ままるぼ ……………8月7日困
対 象 産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
定 員 8組(先着順)
※申し込みが必要です。
受付時間 9時45分～9時55分
場 所 龍田幼稚園
内 容 ピラティス・講話「体調不良のときの離乳食のおはなし」
申込期間 7月3日困～24日困

健康ダイアリー

大腸がん検診 ～早期発見のため、検診を受けましょう～

国立がん研究センターのがん統計によると、日本人の死亡原因となる疾病の第1位はがんで、一生のうちにがんと診断される確率は2人に1人(2020年の統計)、がんで死亡する確率は男性4人に1人、女性6人に1人(2023年の統計)となっています。太子町における死因別死亡状況(令和6年度衛生統計)においても、がんによる死亡は第1位で全体の26.6%を示しています。

また、部位別でみると、男性は肺がん、大腸がん、胃がん、膵臓がん、肝臓がんの順に多く、女性は大腸がん、肺がん、膵臓がん、乳がん、胃がんの順(2023年の統計)になっており、いずれも大腸がんが多い状況です。

大腸がんは、早く見つければ治りやすいがんです。検診をためらわず、受けるようにしましょう。

若い世代の発症増

大腸がんの罹患(新たに診断されること)数は1975年から増加し続け、今では同年の約7倍になり、最近は若い世代の発症が増えています。その理由として、症状を過小評価したり、検診を受けなかったりすることが挙げられますが、その結果、進行した状態で見つかることも多くなっています。

大腸がんのリスクを高めるもの

がんの発生に関して、さまざまな生活習慣が影響を及ぼしていることが近年の研究により分かっています。予防が可能ながんのリスク因子としては、喫煙(受動喫煙を含む)、飲酒などがあります。生活習慣を改善して、がんの予防に取り組みましょう。

◎喫煙 吸う人は吸わない人の1.4倍

◎飲酒 毎日、日本酒1～2合で1～4倍、2合以上で2.1倍

大腸がんの症状

大腸がんの症状は血便や下痢、便秘、残便感などがあります。ただ、早い段階ではほとんど現れず、それが発見遅れの一因となります。そこで頼りになるのが便潜血検査です。

がんは便がこすれて出血しやすいため、便の表面を複数回こするように採り、血液成分の有無を調べます。腺腫や痔も出血して陽性になりますが、大腸内視鏡で精密検査をすれば、がんかどうかを確定できます。

大腸がん検診

国の調査で、過去1年間に大腸がん検診を受けた人は、受けていない人より大腸がんの死亡率が70%低いとの結果が出ているため、40歳以上の人は、毎年の検査が勧められています。しかし、兵庫県の受診率は42.5%(公益財団法人がん研究振興財団 がんの統計2024)と国の目標値である60%と比べて低い状況です。簡単で比較的安価で、苦痛もないのでぜひ受けてください。

また、検診で「要精密検査」という結果を受け取った場合には、必ず精密検査を受けるようにしてください。事前に下剤を飲む必要があるなど、内視鏡検査は便潜血検査より大変ですが、鎮静剤で寝かせて検査する医療機関もあります。

発見が遅れ、既に転移していたとはならないためにも、検診を毎年受け、精密検査になった場合は内視鏡検査を受け、早期発見・早期治療を心がけるようにしましょう。



検診を受けましょう

今年度より、大腸がんの罹患率が高くなり始める40歳、45歳、50歳の人を対象に検診無料クーポン券を5月に送付しています。早期発見のためにも、ぜひ、この機会に受診してください。

太子町では、8・9月実施分の集団健診の申し込みを7月11日団まで受付しています。集団健診では、肺・大腸・胃・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検診の受診ができます。広報たいし6月号に添付の申込用紙、もしくは電話(さわやか健康課：☎079-276-6630)でお申し込みください。また、個別健診および乳がん・子宮頸がん集団検診も実施しています。詳しくはさわやか健康課までお問い合わせください。

大腸がん検診無料クーポン券対象者

年齢	生年月日
40歳	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日
45歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日
50歳	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日

電話番号	
問い合わせ	☎277-1010 FAX276-3892
企画政策課	277-5998
総務課	277-1010
財政課	277-5996
税務課	277-1014
収税管理室	277-5700
町民課	
戸籍係	277-1011
(マイナンバーカード)	277-1008
保険係・国民年金係	277-1012
生活環境課	277-1015
社会福祉課	277-1013
高年介護課	
介護保険係	276-6715
高年福祉係(地域包括支援センター)	276-6639
さわやか健康課	079-276-6630
※市外局番 (079) を付けてダイヤル	
産業経済課	277-5993
まちづくり課	277-5992
上下水道事業所	
上水道	277-3241
下水道	277-5991
会計課	277-5990
議事事務局	277-5995
教育委員会管理課	277-1016
教育委員会こどもえがお課	277-1019
教育委員会社会教育課	277-1017

人口と世帯	
6月1日現在	
人口	33,297人 (+18)
男	16,352人 (+11)
女	16,945人 (+7)
世帯数	14,360世帯 (+14)
※()内は前月比	

納期	
期限内に納めましょう。	
◆納期限	7月31日(金)
◎税務課	固定資産税(2期)
◎町民課	国民健康保険税(1期) 後期高齢者医療保険料(1期)
◎高年介護課	介護保険料(1期)
※納付には便利で安心な口座振替をご利用ください。	

マイナンバーカード
休日申請・交付窓口のご案内

- 町民課
平日に来庁できない人のために、マイナンバーカードの申請受付と交付を行います。
- 日時
7月13・27日(金)9時～11時30分
- 場所
町民課
- ※カードの受け取りは予約制となります。受取日時を電話で予約いただき、本人が窓口までお越しください。
- ※電子証明書更新などのマイナンバーカード関係手続きも可能です(予約不要)。
- 国民年金保険料免除の申請
所得が少ないなどの理由により保険料を納付することが困難な人には、申請により所得状況などを審査した上で、保険料が免除(全額、4分の3、半額、4分の1)、または猶予される制度があります。これらは原則として毎年度申請が必要です。
- 受付開始
7月1日(金)～

免除期間
7月～令和8年6月

- 申請先
町民課または姫路年金事務所(姫路市北条1-250)
- 必要なもの
基礎年金番号通知書、失業を理由とするときは雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など
- やすらぎタクシー(障害者)・高年齢者タクシー運賃助成事業事業者の追加
- 社会福祉課(障害者)高年介護課(高齢者)
この事業で利用できるタクシー事業者を追加しました。
- 事業者名
ケアタクシーリベルテ(姫路市) ☎260-6000
ナースタクシー(姫路市) ☎080-5830-8660
- 認知症本人と家族のつどい(オレンジ広場・創作活動)
- 高年介護課
「オレンジ広場」は、ご自身や家族の認知症に不安を持つ人

を対象に、認知症ケアの知識を有するスタッフと共に、創作活動を通じて交流をしたり、日々の思いを語り合う集いの場です。集って、話して、学んで、気持ちを楽にしませんか。

- 日時
7月22日(金)10時～12時
- 場所
南総合センター
- 内容
お食事会
季節の食材を使ったメニューで調理を実施します。
- 対象
町内在住の認知症に不安を持つ人やその家族(先着10人)
- 申込先
高年介護課
- 申込期限
7月14日(月)
- 共生社会をつくる
認知症カフェ
- 高年介護課
認知症カフェは、認知症や障害の有無、年齢や性別、職業などに関係なく、全ての人が水平に関わり合い、対話ができる場所です。
- どなたでもお気軽にお越しください。

たいし認知症ゼミナール
高年介護課

- 日時
7月11日(金)10時～11時30分
- 場所
おおと(東保129-3)
- 内容
ミニ講話、くつろぎカフェなど
- 金額
200円(茶菓子代)
- 金
200円(資料・茶菓子代)
- 介護用品支給事業
高年介護課
町内に住所を有し、現に住所地に居住する、介護保険法
- 日時
7月8日(金)10時～11時30分
- 場所
斑鳩公民館
- 内容
本や資料での勉強会と楽しいカフェタイム
- 金額
200円(資料・茶菓子代)
- 金
200円(資料・茶菓子代)
- 介護用品支給事業
高年介護課
町内に住所を有し、現に住所地に居住する、介護保険法

の要介護認定で要介護4・5と判定された当該年度町民税非課税世帯(同居する別世帯も含む)の在宅の要介護認定者に、紙おむつなどの介護用品を支給します。

- 希望する人は申請してください。
- 支給内容
年間75,000円(支給対象期間が12月に満たない場合は、支給月数に6,250円を乗じた額)を上限に紙おむつなどの介護用品を支給します。
- #7119(救急安心センターひょうご)の運用開始
- さわやか健康課
兵庫県と県内市町が共同で、いつ病院を受診すればよいかわからない時や救急車を呼ぼうか迷った時に、24時間いつでも利用できる救急医療相談・医療機関案内ダイヤルの運用を開始します。
- ダイヤル番号
#7119
- ※繋がらないときは、07

- 8・331・7119へおかけください。
- 運用開始日時(予定)
7月11日(金)9時
- 映像で行う新しい緊急通報サービス「Live119」の運用開始
- 西はりま消防本部情報指令室
☎0791-76-7300
- 西はりま消防本部では、スマートフォン撮影機能を使った映像通報システム(Live119)を導入しました。Live119とは、従来の音声通報だけでは伝えない現場の状況をリアルタイムに映像で伝えることができるシステムです。119番通報を受けた消防側が必要に応じて、通報者のスマートフォンに対してショートメッセージを送り、現場の撮

就学相談会(特別支援)管理課

- 特別な支援を受けて、小学校・特別支援学校への就学予定の幼児(4・5歳児)と就学中の児童(小学1～4年生)の保護者を対象に、適切な就学に向けた相談会を開催します。お気軽にご参加ください。
- 日時
7月29日(金)13時30分～15時(受付は13時～)
- 場所
役場行政棟3階ホール
- 申込方法
管理課または各小学校・幼稚園・保育園所・認定こ

も園へ電話もしくは町ホームページの申込フォームから申込

- 申込期限
7月22日(金)まで
- 場所
役場行政棟3階ホール
- 申込方法
管理課または各小学校・中学校・高等学校・特別支援学校へ進学予定の児童・生徒(小学5年生～中学3年生)の保護者を対象に、適切な進学に向けた相談会を開催します。お気軽にご参加ください。
- 日時
8月5日(火)
- 【太子西中学校区】
10時～11時30分

ファミリーサポートセンター
主催講習会

- 高年介護課
太子町社会福祉協議会
☎276-4111
- 子育て中の保護者や子育て
- 日時
7月29日(金)まで
- 場所
役場行政棟3階ホール
- 申込方法
管理課または各小学校・中学校へ電話もしくは町ホームページの申込フォームから申込
- 申込期限
7月29日(金)まで

てに関心のある人を対象に講習会を開催します。

- 未就園児も同伴できますので、お気軽にご参加ください。
- 日時
8月8日(金)10時～11時
- 場所
太田東地区農村交流センター会議室
- テーマ
保育の心
- 内容
乳幼児期の子どもたちに関わる上でどんな心構えが大事なのか、また育児支援者としての留意点などをお話しします。
- 参加費
無料
- 申込方法
社会福祉協議会へ電話申込

NEWS

公用車を売却します

- 西はりま消防本部総務課
☎0791-76-7119
- 西はりま消防組合の公用車2台を一般競争入札により売却します。
- 入札参加資格
西はりま消防組合構成市町(太子町、相生市、たつの市、宍粟市および佐用町)内に本店・支店を有する事業所もしくは住民票を有する個人
- ※詳細は西はりま消防組合ホームページをご覧ください。



▲西はりま消防組合ホームページ

NEWS

認知症サポーター養成講座
参加者の募集

- 高年介護課
認知症サポーターとは、認知症の人の応援者です。認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場で認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができるよう、自分のできる範囲で支援する認知症サポーター養成講座にぜひご参加ください。
- 日時
7月14日(月)10時～11時30分(受付は9時45分～)
- 場所
地域交流館スペース2
- 対象
認知症の人とその家族を温かく見守る意欲のある町内在住または在勤者
- 定員
10人(先着順)
- 受講料
無料
- 持ち物
筆記用具
- 申込方法
高年介護課(☎276-6639)へ電話申込
- 申込期限
7月11日(金)
- 受講修了者全員にサポーターの証である「オレンジリング」をお渡しします。

子育て支援センター『ひまはび』 ☎ 277-3880 ☎ 080-8501-1146

まちの子育てひろば「にこにこ」

日 時 7月17日(日) 10時30分～11時30分

場 所 子育て支援センター「ひまはび」

対 象 未就学児とその保護者

定 員 10組(先着順)

持ち物 飲み物、タオル

申込受付 7月4日(金) 9時30分～(電話申込)

先着順の受付ですが、クラブ員以外の一般の人が優先になります。

※ひろば開催日の午前中はセンターの一般開放はありません。

よちよちみずあそび 雨天中止

日 時 8月7日(日)、21日(日)、28日(日)

各日とも①10時～10時30分、

②10時45分～11時15分

場 所 子育て支援センター「ひまはび」

対 象 歩ける年齢から3歳児までの子どもとその保護者

定 員 各日時とも5組ずつ(先着順)

持ち物 体拭きタオル、帽子、着替え、飲み物、ビーチサンダル(保護者のみ)

内 容 プールには入らずに水遊びをします

申込受付 7月4日(金) 9時30分～(電話申込)

南総合センター ☎ 277-1102

人間の生き方講座 手話通訳あり・どなたでも聴講できます

「思いを世界に伝えてみよう！

～ニュースをネタに表現を楽しむ～」

日 時 7月3日(日) 9時30分～

講 師 瀧上 和世さん(読売新聞大阪本社記者「新聞のちから」委員会)

公民館ひろば

石海公民館編

斑鳩公民館 ☎ 277-4550 太田公民館 ☎ 277-4811

石海公民館 ☎ 277-4511 龍田公民館 ☎ 276-0044

石海公民館では現在、音楽や美術、運動など28の団体が生涯学習の活動を行っています。今年度は、保健福祉会館の大規模改修が実施されるため、昨年度までそこで活動していた5団体が新たに加わりました。

その中でも「健康マーじゃん」は、毎月第2・第4金曜日の9時30分から夕方まで会員の皆さんがプレイを楽しんでいます。

かつて、マーじゃんはギャンブルや煙草、徹夜など不健康なイメージがありましたが、現在は高齢者の仲間づくりにつながる娯楽として全国的に人気が高まっています。特に、繰り返し手を動かしたり、頭で考えたりすることが介護予防につながるということで、「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」の種目にもなっています。

参加や見学はいつでも自由です。皆さんもいかがでしょうか。



広告募集中

●広報たいし ●太子町ホームページ

詳細は、企画政策課(☎277-5998)にお問い合わせください。

不動産のことなら全てご相談ください

【相続サポートの全国ネットワーク】



不動産相続の
相談窓口

相続前～売却(賃貸)の相談 空き家対策

初回 相談無料 ☎079-277-3366

美松ホーム株式会社 太子町東保20-1

図書館 ☎ 277-1580

夏休みに、チャレンジ！



おうちで作れる実験スイーツレシピ (1・2)

sachi_homemade ● 翔泳社

ハンモックキャンプの本 野沢 ともみ ● ライスパブリッシング

ニュアンス覚えて7日間でネイティブ もっとカタカナ英会話

甲斐 ナオミ ● Gakken

日本の虫旅 日本全国の昆虫スポットを親子で旅する

● 地球の歩き方

行きたい！企業ミュージアム

● イカロス出版

だれでもかんたん！たのしい！科学の実験図鑑

すずき まどか ● あかね書房

わくわく！夏の思い出貯金箱をつくろう 寺西 恵里子 ● 汐文社

小学生の野菜づくりブック ● 家の光協会

カブトムシ&クワガタムシ飼い方のポイント ● メイツ出版

とび出す紙コップ工作 野出 正和 ● 理論社

丸尾建築あすかホール

※施設は休館中です

☎ 277-1017 (社会教育課内)

こども劇場たいし三世代ライブ館 入場無料

「ハンドベルと歌とお話し議場コンサート」

日 時 7月13日(日) 開演10時30分～

場 所 役場議会棟1階議場(シヴィックホール)

出演者 セイ♥マンマ

電子ピアノ連弾、カリンバ演奏、絵本劇「大きなカブ」、コーラス、カスタネット演奏ほか、玉手箱を開けたような楽しいプログラムです。子どもから大人まで楽しめるコンサートを企画しました。ご一緒に歌ったり、踊ったり、目いっぱいお楽しみいただけるコンサートです。

歴史資料館

※施設は休館中です

☎ 277-5100

歴史講座 どなたでも聴講できます。

「河童をまつる神社の信仰」

講 師 藤原 喜美子 さん(流通科学大学教授)

日 時 7月26日(日) 13時30分～

場 所 南総合センター

※駐車台数が限られていますので、乗り合わせや自転車などでの来場をお願いします。



爽

やかな香りが特徴です

5月中旬

山椒の収穫

今年も町の特産品の一つである山椒の収穫が行われました。本町では平成26年より、休耕田を活用して山椒の栽培が始まり、現在では栽培面積が約3.5ha、栽培本数約3,000本が植栽されています。今年は昨年よりも多くの収穫があり、たくさんの人が参加し、かんきつ系の爽やかな香りが特徴の実をはさみで丁寧に摘み取っていました。収穫された山椒は県内外の食品会社などへ出荷され、町内の一部飲食店でも提供されます。皆さんもぜひご賞味ください。

い

厚意に感謝

5月19日(月)

メッシュケースを寄贈いただきました



株式会社丸尾建築様より、町立小学校の新1年生を対象に、学校からの配付物を入れて持ち帰るときに使用できるメッシュケースを寄贈いただきました。これは、同社の「地元である太子町に少しでも恩返しができれば」との思いから寄贈いただいたものです。いただいたケースは、各学校を通じて子どもたちに配付し、大切に活用させていただきます。本当にありがとうございました。

認

知機能を見える化

5月23日(金)

脳体力トレーナー CogEvo を用いた認知機能チェックを実施



コグエボ CogEvo は、タブレットを用いて認知機能をチェックするもので、ゲーム感覚で楽しく自分の状態を把握することができます。参加した人にお話を伺うと、「認知機能に少し心配があったので受けに来ました。平均よりも良い結果だったので安心しました。」とおっしゃっていました。この認知機能チェックは、町が実施する健康チェック相談会で受けることができます。ぜひご参加ください。

い

ざという時に備えます

6月10日(火)

日本レスキュー協会との協定の締結



この度、NPO 法人日本レスキュー協会と「災害時における災害救助犬及びセラピードッグ並びに専門職員の出動に関する協定」を締結しました。今後、本協定に基づき、本町で大規模災害が発生した場合に、倒壊家屋などからの行方不明者の捜索補助や避難所へのセラピードッグの派遣などのご協力をいただきます。協定式には、災害救助犬「たの」ちゃんも出席し、場を和ませてくれました。

若

い目線が光っていました

6月13日(金)

兵庫県立大学の学生と町長との対談などを実施



今年5月から実施している町と兵庫県立大学との連携事業の一環で、同大学の学生が太子町役場を訪れ、町職員へのインタビューや沖汐町長との対談を行いました。観光や土地利用などについて町の担当職員に質問や疑問を投げかけたり、対談では、沖汐町長が語った太子町の魅力やまちづくりへの思いなどに学生たちが熱心に耳を傾けていました。